

行動規範／基本方針

2. 安全衛生

(1) 業務上の安全

- ① 派遣労働者の潜在的な危険への暴露は、派遣先様との協力により、その回避を図ります。
- ② 適切な保護具の使用を指導し、安全は一人一人が作り出すものという意識の啓蒙を図ります。

(2) 緊急時への備え

- ① 就業時における緊急事態および緊急時は、派遣先様と協力し、その影響を最小限に抑えることに努めます。
- ② 非就業時の災害時等における派遣労働者の安否確認は、当社が緊急連絡網を決めて対応し、把握します。

(3) 労働災害および疾病

- ① 派遣先様と協力し、労働災害および疾病（感染）を防止し、原因の除去に努めます。
- ② 労働災害発生時及び感染リスクの高い疾病罹患時には、派遣先様及び会社の決まりに従い迅速な報告を行うことを指導します。
- ③ 定期・特定、特殊健康診断の実施、及びストレスチェック（該当する場合）を実施して、派遣労働者の疾病予防とメンタルヘルスケアを行います。

(4) 衛生設備、食事

- ① 派遣社員が派遣先様において清潔なトイレ施設、衛生的な食事のための施設等を利用できるように福利厚生の便宜を図ります。

(5) 安全衛生のコミュニケーション

- ① 派遣社員に対し、現場での安全衛生を維持・継続するうえでコミュニケーションの重要性を教育し、奨励します。